

大阪大学大学院基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター  
運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学大学院基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター規程第5条第2項の規定に基づき、基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営方針に関すること。
- (2) その他運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任教授
- (3) 基礎工学研究科の専任教授でセンターの教授を兼務する者のうちからセンター長が指名する者若干名
- (4) 基礎工学研究科の専任教員（前号に掲げる者を除く。）のうちからセンター長が指名する者若干名
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、基礎工学研究科事務部で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター  
運営委員会に関する申し合わせ

1. 運営委員会は委員長が招集し、原則として年1回開催する。
2. 運営委員会規程第2条に規定する以外の事項に関する審議については、原則メールにより持回り審議とする。
3. 運営委員会規程第3条に規定する委員がやむを得ない事由により欠席する場合は、代理人を定めその者を出席させることができる。

(平成28年8月22日 運営委員会承認)